

土地面積の単位について

築瀬範彦

1. はじめに

土地の取引をする場合、尺貫法を元にした単位が、今日でも一般的に使われている。宅地であれば「坪」が、農地であれば「町」や「反」が、国際化の時代に、いまだ単位として余命を保っている。

1坪が、縦横1.8メートル角の3.3平方メートルであることはよく知られている。即ち、畳2枚分の面積が一坪である。身体のスケール感や生活に密着した広さであり、空間としてイメージしやすい。

一方、1町が、約1ヘクタールであることは偶然に過ぎない。百メートル四方の田圃から、今日、平均して約4,500キログラムの米が収穫できる（因みに、これは、150年前の二倍近い。百年前でも、1町の田圃から収穫できる米で1家族が1年暮らせのだが）。

農地、山林の取引では、「1町歩」、「1反歩」などと「歩」も含めて呼称されている。歩は、坪と同じで、1間(1.8メートル)四方のことである。反と歩の間に畝(せ)がある。これは、30歩のことである。町、反、畝、歩という体系になっているが、今日、畝は殆ど使われていない。

2. 古代の単位

町反歩の体系は、大化改新(西暦645年)により、中国の度量衡体系を導入した結果である。それ以前の土地の単位「代(シロ)」は、厳密には面積の単位ではない。1束の稲を得ることのできる田圃の広さを「1代」と言った。痩せた田の1代は広く、肥えた田の1代は狭かった。土地の生産力を単位としたと言うべきだろう(穂刈りした稲の20束が1石:180リットルに相当)。

しかし、古代の土地改革である「班田収授の法」が大化改新により施行される際、土地の単位は面積とならざるを得なかった。これは、農民を成人男子、成人女子、子供等にランク分けして、それぞれに一定の田を「口分田」として貸し与えて、収穫物の一定量を租税として徴収するという制度のためである。土地はすべて国家のものという建前があったからこそ、できた制度であろう。

この税制は、よく考えると「地租」の形をとっ

た「人頭税」である。戸籍制度とセットで機能したシステムであったのだ。

さて、八世紀初めの大宝律令や養老田令では面積単位として、1歩を6尺四方、360歩を1段(反と同じ)、10段を1町としたというから、メートル法に換算して、1歩が約3.3平方メートル、1段は約1,200平方メートル、そして、1町は1.2ヘクタールとなる。江戸時代の単位より2割ほど広がったことになる。

ちなみに、土地の区画割りは、6町間隔に道路や畦畔(「あぜみち」のこと)で区切り、東西列を「条」、南北列を「里」と呼ぶ「条里制」を施行していたとされる。

3. 中世の単位

中世になると1段の10分の1の単位として、合、中、畝が用いられ、その他に1段の3分の2が「大半」、3分の1が「小半」とも呼ばれ、5分の1が「丈」、6分の1が「杖」と言われたと文献にはある。瀧川政次郎氏によれば、大半、小半は、段の分数を示すもので唐代の「算経」という書物にあるから、中世以前から使われていたと思われるが、杖や畝などの起源は不明であるという。

養老令の単位系は「和銅大尺」を基にしていたが、やや伸びて「曲尺(かねじゃく)」となったため、中世の1歩は、古代の1歩よりやや広くなったらしい。

これが、室町の末期になると1間は、6尺5寸となっていく。一説によると、条里制の畦道の幅員が、6尺5寸であり、当初は、「阡陌(せんぱく:境界分)」の5寸を除いて計測していたものが、時代とともにこの5寸も含めて計測するようになったため、1間の長さが伸びたと言う。

この結果、面積単位としての1歩は、室町時代末期には、6尺5寸四方となり、古代より18%ほど大きくなったことになる。幅のある境界は、古代ローマ帝国でも使用されており、その境界帯は歩幅で5歩とされていたという。

土地の所有権が、抽象化される過程で、境界帯である阡陌は、境界線になったものであろう。

4. 太閤検地

さて、主に文禄年間（西暦1592～1594年）に行われた太閤検地では、1間は6尺3寸とされ、1歩は6尺3寸四方、1段は300歩と定められた。

1歩は、約6%縮小され、1段は17%ほど縮小されている。即ち、1町が約22%も縮んだことになる。収穫高（石高）に対する年貢収納率が同じであれば、年貢が高くなる実質増税が行われた訳である。現代風に言えば、同じ1ヘクタールの面積の固定資産税が、22%増額になったようなものである。

なお、計測のための物差しは、「間竿（けんさお）」と呼ばれていたから、この竿の長さを縮めることで新たな面積体系に移行できた訳である。

5. 江戸時代の単位

豊臣政権の土地制度である「石高制」を徳川政権も踏襲したから、江戸時代にも「検地」はたびたび行われた。幕府の直轄領である「天領」だけでなく、各大名領でも幕府の許しを得て行われている。

ちなみに、太閤検地は「古検」、江戸幕府時代の検地は「新検」と呼ばれた。そして、新検の「間竿」1間は、なんと6尺1寸になった。再度、実質的な増税措置が執られた訳である。なお、榊も太閤検地の「京榊」から、1升に対して1%程度小さい「江戸榊」が採用されている。

その上、各藩により、「間竿」はバラバラで、6尺3寸から5尺8寸までであったというから、明らかに年貢の増収を狙った物差しの変更が全国各地で行われたのである。

6. 地租改正

さて、明治維新後、新政府が、税制改正として「地租改正」を行ったことはよく知られている。明治7年から14年（西暦1874～1881年）にかけて日本全国の耕地、宅地、山林原野を測量した。

このとき、検地のための「間竿」は、1間を6尺の曲尺とし、砂摺（すなずり）として両端5厘ずつを加えた6尺1寸のものが規定されている。地租改正当初は、「間竿」の統一すらされていなかったが、明治8年6月に地租改正事務局通達でこのように定まったものである。

なお、江戸時代の曲尺とは、徳川吉宗が定めた

「享保尺」と指物師又四郎の「又四郎尺」を伊能忠敬が折衷し、「折衷尺」と称したものを明治政府が度量衡を定める中で国定尺としたものと言われる。

6. おわりに

余談であるが、明治時代に建設された札幌の市街地は、100メートル間隔の条里制となっており、現在でも住所は、「北〇条西〇丁目」のように表示されている。グリッドパターン（格子状）の町割り、歩いていても方向を誤らないし、距離感も掴みやすい。

しかし、北海道では郊外に出ると「〇線〇号」という表示になる。これは500メートル間隔である。札幌市に住み始めた頃、初冬の旭川市の郊外にアンケート調査のアルバイトで出張したことがある。自分の受け持ち区域の世帯数が少ないのをいいことに郊外を選んだが、これは大変な間違いであった。100メートル間隔と500メートル間隔では、面積にして、25倍も違うのである。

訪ねる家が、「角を曲がって三軒目」と教えられても、その家は吹雪の彼方に霞んでいるのである。寒さと空腹で危うく遭難しそうになった記憶がある。

蛇足或いはもう一つの土地の単位

「筆（ふで、ひつ）」という言葉がある。土地の権利の単位を表す法律用語である。不動産登記法には「登記簿ハ一筆ノ土地又ハ一箇ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ」とある。所有権で区画された単位が、「一筆（いっぴつ）の土地」である。

明治期の地租改正要略では「一筆トハ帳簿ニ一筆立、即一行ニ記スルトコロニシテ地券一枚ヲ渡スヘキ土地ナリ」と筆の定義を述べている。筆の定義的な記述としてはこれが古い例であるが、筆という用語の成立は、もっと古い。江戸期の地方行政の指南書である「地方凡例録」や「徳川幕府県治要略」にも記述がある。おそらく、太閤検地より遡ることは間違いないであろう。

今日、不動産の売買を行う際の「画地」や「区画」という言葉や建築敷地が、実態として近いかもしれない。一方、田畑は、慣用的に「一枚」、「二枚」と数えることも多い。

参考文献)

滝川政次郎：日本法制史、1985年、講談社学術文庫

佐藤甚次郎：明治期作成の地籍図、1986年、古今書院